

(第36条関係)

## 鳥取県有機農産物等認証業務規程に関する見直し実施規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県有機農産物等認証業務規程第36条の規定に基づき、認証業務に関する手順及び方法（以下「手順等」という。）の見直しに関する事項について規定する。

(見直しの時期及び方法)

第2条 県は、12ヶ月に1回以上見直しを実施し、必要と認められた場合、関係する規程の改正等適切な処置を講ずるものとする。

2 県は、見直しの要否を決定するにあたり、必要に応じて検査員、判定員又は判定分科会の意見を聞くものとする。

(見直し事項)

第3条 見直し事項は次のとおりとする。

- (1) 認証業務に関すること
- (2) 認証業務の手順等に関すること
- (3) 内部監査及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査の結果に関すること
- (4) 異議申立て及び苦情処理に関すること
- (5) 不適合業務の是正及び予防に関すること
- (6) 公平性確保に関すること
- (7) その他県が必要と認めた事項

2 県は、見直しを行うことで次の事項に資さなければいけない。

- (1) 認証業務がJAS関連法規及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準を遵守するための改善が認められること
- (2) 認証業務及びその手順等に改善が認められること
- (3) 認証業務の遂行に係る資源の必要性

(検討内容の記録)

第4条 県は、見直しのための検討を行った経緯等を記録し、保存するものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年5月19日から施行する。

附 則  
この改正は、平成18年7月5日から施行する。

附 則  
この改正は、平成22年3月29日から施行する。

附 則  
この改正は、平成25年3月27日から施行する。

附 則  
この改正は、平成26年6月10日から施行する。

附 則  
この改正は、平成31年4月19日から施行する。